

令和7年度増毛町福祉灯油等購入助成事業のお知らせ

町では、灯油価格等の高騰に伴い、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、特定疾患医療受給世帯の低所得者世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成する「令和7年度増毛町福祉灯油等購入助成事業」を実施します。

＜助成の対象＞

令和8年1月1日現在において次のいずれかに該当し、かつ、当該年度町民税が非課税世帯に対し助成します。ただし、社会福祉施設入所者、生活保護法による受給世帯、増毛町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例による特定滞納者、増毛町に生活実態のない者は除きます。

(1) 高齢者世帯

- ア 年齢満70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)の高齢者のみの世帯
- イ 年齢満70歳以上の者が、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある児童のみを扶養している世帯

(2) 障がい者世帯

- ア 知的障がい者世帯
障がいの程度が療育手帳区分Aランクの者が同居している世帯
- イ 身体障がい者世帯
障がい者手帳の等級が1級及び2級の者が同居している世帯
- ウ 精神障がい者世帯
精神障がい者保健福祉手帳の所持者が同居している世帯
- エ 障がい者自立支援世帯
障がい者総合支援法に係る認定を受けている者が同居している世帯

(3) ひとり親世帯

夫(妻)と死別または離別により、妻(夫)が独立して満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある児童を扶養している世帯(70歳以上の高齢者が同居している非課税世帯も支給)

(4) 特定疾患医療受給世帯

＜対象世帯の定義＞

助成対象世帯は、次のとおりです。

- (1) 令和8年1月1日現在増毛町において住民基本台帳に登録された世帯とします。
ただし、住民基本台帳上は別世帯であっても、社会通念上同居等が明らかとなる世帯については、実際の生計において適否を判断するものとします。
- (2) 長期入院の支給対象者については、実態を調査して支給決定します。

＜助成額及び助成の方法＞ ※電気等(オール電化住宅等)の暖房も対象になります。

灯油暖房を使用している世帯には、灯油100リットルを現物支給します。

灯油以外の電気等(オール電化住宅等)の暖房を使用している世帯には、令和8年1月1日現在の福祉灯油提供単価に100リットルを乗じた額を現金支給します。

<申請期間・申請先>

令和8年1月7日(水)から2月27日(金)までの役場開庁時とし、福祉厚生課(健康一番館)で受付を行います。

<申請に必要なもの>

- (1) 身分証明書(運転免許証や健康保険証等)

※代理による場合は、申請者の身分証明書又は印鑑と代理人の身分証明書をご持参ください。

- (2) 障がい者手帳・特定疾患医療受給者証(該当世帯のみ)

- (3) 振込先口座の通帳(電気等の暖房を使用している世帯のみ)

上記以外に、状況によって生計確認書類の提出を求めることがあります。

<助成の決定>

提出された申請書により助成の決定をしたときは、福祉灯油等購入助成決定通知書により、灯油の場合にあっては助成券を添えて通知し、却下したときは福祉灯油等購入助成却下通知書により通知します。

<福祉灯油の購入>

助成券の交付を受けた者は、令和8年3月13日(金)までに当該助成券を増毛町内の指定灯油業者に提出し、現物を受領してください。

<助成券の精算>

灯油業者は、令和8年3月13日(金)を最終日とする灯油の供給に関し、請求書に取り扱った助成券を添え、令和8年3月31日までに申請してください。

<助成券の返還等>

対象者が次のいずれかに該当したときは、交付した助成券又は支給した現金を返還させることができます。

- (1) 虚偽の申請により助成券の交付又は現金の支給を受けたとき。

- (2) 助成券を他に譲渡したとき。

- (3) その他助成券又は支給した現金を不正に使用したとき。

<その他>

ご不明な点は、電話でお尋ねください。

担当：福祉厚生課民生係 電話53-3111

【増毛町福祉灯油等購入助成事業の流れ】

